

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年6月18日（火）
午前11時37分～午前11時59分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂 充 委員 笹森 波
委員 千葉栄幸 委員 菊地 忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取扱いについて
 - ② 常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
 - ③ 常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修について

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

① 名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について

② 名取市議会一般会議実施要綱の一部改正について

(3) 議長の諮問に関する事項について

① 議員報酬の適正化について

午前 11 時 37 分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

追加議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 追加議案の取扱いについて御説明いたします。

まず次第書の1ページ、1の（1）の① 追加議案の件名についてです。

今回、1か件の追加議案が提出されております。

議案第86号 令和6年度名取市一般会計補正予算（第4号）です。

次に、② 取扱い案について説明いたします。

あわせて、別紙資料1、議事日程第6号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明については、6月21日金曜日の日程第14 議案第85号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての採決の後、追加議案1か件を上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに審議するものです。

次に、ウ 審議方法については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。追加議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、追加議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。追加議案の取扱いにつきまして

は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、常任委員会の閉会中における継続調査申し出についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、御説明いたします。資料２－１から２－３までを御覧願います。

閉会中の継続調査の申し出がありましたのは、総務消防常任委員会及び建設経済常任委員会並びに民生教育常任委員会です。

継続調査とする事件及び継続調査とする理由につきましては、資料２－１から２－３までのとおりです。

なお、今回の調査事項につきましては、それぞれの常任委員会で決定した年間活動計画に基づく調査活動を行う内容となっているものです。

次に、上程日・採決方法（案）ですが、次第書１ページ（２）の③に記載のとおり、６月２１日金曜日、令和６年度名取市一般会計補正予算（第４号）採決の後、上程し、簡易採決とする案です。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中における継続調査申し出につきましては、そのように決定いたしました。

次に、常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修について、御説明いたします。資料３－１から３－３までを御覧願います。

閉会中の管外行政調査及び研修を行うのは、総務消防常任委員会及び建設経済常任委員会並びに民生教育常任委員会です。

調査期間や調査事項等につきましては、資料３－１から３－３までのとおりです。

常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修についての上程日・採決方法（案）ですが、次第書１ページ（３）の③に記載のとおり、６月２１日金曜日、常任委員会の閉会中における継続調査申し出についての採決の後、上程し、簡易採決とする案です。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中における管外行政調査及び研修につきましては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（川上真理子） 名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について説明いたします。資料４－１から４－３までを御覧ください。

はじめに、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正の理由ですが、令和５年１２月に個人情報の保護に関する法律施行規則の改正

がなされたことに伴い、所要の改正を図るため、規程の一部改正をお諮りするものです。

次に、改正の内容を説明いたします。改正の箇所は3箇所です。

まず、第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めます。

次に、第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改めます。

次に、第5条第2項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加えます。

なお、附則については、公布の日から施行することといたしますので、実際の公布の日を入れることとするものです。

改正箇所については以上です。

なお、今回の改正案については、全国市議会議長会から規定の改正例が示されており、それに倣って作成しております。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦）　ただいま、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦）　お諮りいたします。名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦）　御異議なしと認めます。よって、名取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会一般会議実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林　潤）　名取市議会一般会議実施要綱の一部改正について説明

いたします。

令和6年6月4日に開催した本委員会で、名取市議会一般会議実施要綱の一部改正についてを議題とし御協議いただきましたが、改正案から2か所修正することで決定いたしました。本日の委員会では、この決定内容により整理した要綱をお示しすることとしておりました。

資料5－1を御覧願います。前回の委員会では改正箇所を赤でお示ししておりましたので、今回の改正箇所は青でお示ししております。

要綱第2条第3項の「予算決算を伴う」という表現は不要とのことで決定しましたので、その部分を削除しております。

また、同条第6項の一般会議に参加する人数については「5人以上概ね20人未満」から「原則2人以上20人未満」に変更することで決定しましたので、そのように修正しております。

また、施行日に関しては、日付を空白にしておりますが、お認めいただきましたら本日から施行としたいものです。

なお、見え消しなどを整理した最終案も資料5－2でお示ししておりますので、併せてご確認をお願いします。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦）　ただいま、名取市議会一般会議実施要綱の一部改正について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら願いいいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦）　お諮りいたします。名取市議会一般会議実施要綱の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦）　御異議なしと認めます。よって、名取市議会一般会議実施要綱の一部改正についてにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員報酬の適正化についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（川上真理子）　議員報酬の適正化について、御説明いたします。

議員報酬の適正化につきましては、去る5月20日の会派代表者会議におい

て協議事項としてお諮りし、協議を継続することとなりました。

なお「議会基本条例第24条 議員定数及び議員報酬」に係る議会基本条例逐条解説では「これら定数・報酬等に係る今後の検討・検証機関を議会運営委員会」とされていることから、今回、議会運営委員会において御協議いただくものです。

今後の議員報酬の適正化に係る協議や検討の取組方法について、御協議をお願いします。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議員報酬の適正化について、書記より説明をいたさせましたが、このことについて、委員皆様から御意見をお伺いして協議を進めて参りたいと思います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

<休憩中の協議概要>

- ・まず事務局より、議員報酬の現状及び議員報酬の適正化について協議・検討に取り組む場合の今後の流れを説明。
- ・本件は、議会運営に関するのではなく、議員の報酬に関すること。改正についての協議や議会懇談会での説明などが長引き、議会運営委員会の任期2年の間に終わらないことも考えられる。特別委員会を設置し、しっかりと議論を深めていくべき。

<まとめ>

- ・特別委員会を立ち上げて、検討していくべき。

午前11時59分 再開

○委員長（熊谷克彦） 再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

議員報酬の適正化については、休憩中の協議のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議員報酬の適正化

については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時59分 散会

令和6年6月18日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦